

憲法の始まりは税金問題

伊藤塾長・伊藤真さんインタビュー

法律資格受験指導でトップクラスの実績を誇る伊藤塾の塾長・伊藤真さんの著作「憲法の知恵フクロ」が評判です。15周年を迎えた伊藤塾の渋谷校におじゃましてお話を伺いました。

——ご本のなかで税金のことから入られた問題関心をお聞かせください。

伊藤塾長 私は、将来、弁護士、公務員など、法律を使って仕事をしたいと思っている学生や社会人のみなさんに、憲法をはじめとした法律の講義をしています。また弁護士として、一人一票実現のための裁判などに関与していますが、憲法を多くの人に伝えるために、主に一般市民の方を対象に、これまでトータルで750回以上の講演会を行ってきました。

憲法というのは、国家権力を縛るための法であって、私たち国民が守るべきものではなく、われわれ国民が国に



守らせるためのものです。憲法99条では、天皇はじめとして公務員に憲法を尊重擁護することを義務づけています。平和、人権、差別、税の問題や、教育の問題など、市民の生活の中で「なにかおかしいのではないか」と思い、運動をしている方々がおおせいらっしやいますが、じつは、こうした問題すべてが憲法に結びつくことをご存じの方はまだ少ないのではないのでしょうか。

一人ひとりが人間らしく主体的に生きることに関わっているもつとも身近

なことが税金の問題です。なぜなら、国を動かすためには税金が必要であり、どう国民から税金を集めて、どこにどう配分するかが政治にほかならないからです。

憲法と呼ばれる最古のものは、1215年にイギリスで制定された「マグナ・カルタ」だといわれています。当時の国王が過大な税金を取り立てたり、勝手に外国と戦争を始めることがないように、貴族や僧侶たちが国王に「この憲法を守れ」と押しつけたものです。このように、私たちの生活と密接にかかわる「税金の問題」は、そもそも憲法というものが生まれるきっかけになったものであり、憲法と税金は、みじかで本質的な問題です。それで税金の問題から本をスタートさせました。

——憲法の伝道師として活動されるようになったきっかけは？

伊藤塾長 東大の法学部の学生るとき、最高学府に学びながら、アメリカ人の友人から、「日本の憲法でもっとも大切なことは」と聞かれて、答えられなかったことです。小学校のころから、

人権尊重、国民主権、平和主義という三原則を頭に叩き込まれてきたのですが、そのとき、自分は憲法で最も大切なものを一言で言い表せませんでした。学び直してみると、憲法で一番大切なのは「個人の尊重」であることがわかりました。憲法13条の前段に「すべて国民は、個人として尊重される」とあります。

「個人の尊重」には、二つの意味があります。「人はみな同じ」ということと、「人はみな違う」ということです。同じというのは誰もが人として生きる価値がある。権利があるという点で同じである。豊かな人も貧しい人も、健康な人もハンディキャップを負っている人も、人種も、宗教も、性別も関係なく、およそ人間として、この世に生を受けている限りは、大切な価値ある存在であるということです。それが一つの意味です。

もう一つの「みな違う」とは、人と違うことは、すばらしいことであるということです。自分と違うことを受け入れ合う、多様性を認め合って共生できる社会を憲法は目指そうとしている



『憲法の知恵ブック』新日本出版社

のです。

誰もがということは、どんな凶悪犯でも、人間であることをとめて、その人にも人権があることを認めることです。

凶悪犯の人権など守る必要などない、という考えを持ってしまうと、貧乏人の権利など守る必要はない、寝たきりの人の権利なんて守っていませんらどうするか、子どもを生まない女性は社会に貢献しないじゃないか、などと同様なものさしによって人を差別しようとしてしまいますが、憲法はそういうものを認めません。

人権が守られるべき人と守られなくていい人、生きる価値がある人と生きる価値がない人、などの差別はやめよう、だれもが、人として、生きる権利

はある、そこから出発すべきじゃないかというのが日本国憲法の個人の尊重の出発点にある考えです。

——だれもが人として生きる権利がある、そして、みんな違うことを認め合う考えは、税制のあり方而言えば、先生がこの本でお書きになつておられる、やはり、担税力に応じた負担と税金の使い方への国民の監視ですね。

伊藤塾長 今述べた13条の前段をはじめ、13条後段の「幸福追求権」、14条の「平等権」、さらに25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、生存権を保障しています。

そのためには、その人にとっての能力、担税能力に応じた税を課すことが実質的な平等につながっていきます。

また、生存権の内容を充実させるよう国はこたえなければなりません。

やはり、そうなつていきますと、所得税などの直接税が中心となります。大型間接税は、広く、薄く、みんながという税金です。私は、格差のない国なら広く薄くという消費税もあるので

はないかと思いますが、北欧などの国と違って貧困と格差が広がる日本では、そこに依存すべきではありません。

豊かな人たちからみても、自分の負担をして、格差や貧困をなくしていくということは様々な社会的コストの低減につながり、自分の安心、幸せにもつながるわけです。

——管内閣が、消費税増税へのうごきをつよめていますか？

伊東塾長 政権交代は、税金のムダづかいをあらいだしたりした点で成果があったと思います。しかし、消費税の増税はどうでしょう。消費税が導入されてからも、ひとつも、福祉はよくなつていません。本にも書きましたが、消費税を国民から巻き上げておいて、企業の法人税が軽くなつていきます。それは違うでしょうということです。

今の国の借金の原因をつくりだしてきた税金のムダづかい、使いたくない空港、港、高速道路など、山の様なムダづかいをして、そのつかけを消費税で、市民に尻拭いをしてくれというのは、話が違うでしょう。本當に困っている

人のためになら税金払う人がいるはずですが、しかしせっかくなんで納めても、大企業の減税やムダづかいに消えていくのでは、国民は納得しません。

憲法は、その国民のレベル以上にはなりません。日本はこれからです。悲観する必要はありません。なぜなら、日本は国民が主権者になつてまだ60数年です。欧米では、数百年の歴史があります。

税金についても、日本は源泉徴収制度などによって、どれだけ税金がとられているのか、わからないようにされてきました。消費税の内税化もそうです。

ですから、私たちも、「税金はとられるもの」から、私たち自身の共同体社会を運営するものであるとして、税金をどこからあつめ、どう使うか、その仕事をきちんと国にやらせるために、主権者として国を監視することを進めていきたいと思います。

納税者意識は主権者意識につながり、民主主義の実現につながっていくものなのです。

(文責・インタビュアー梅村早江子)